

JCOM 持続可能な責任ある調達ガイドライン

目 次

第 1 部 行動規範

1. 法令遵守・国際規範の尊重

2. 人権・労働

- (2 -1) 強制的な労働の禁止
- (2 -2) 児童労働の禁止、若年労働者への配慮
- (2 -3) 労働時間への配慮
- (2 -4) 適切な賃金と手当
- (2 -5) 非人道的な扱いの禁止
- (2 -6) 差別の禁止
- (2 -7) 結社の自由、団体交渉権

3. 安全衛生

- (3 -1) 労働安全
- (3 -2) 緊急時への備え
- (3 -3) 労働災害・労働疾病
- (3 -4) 産業衛生
- (3 -5) 身体的負荷のかかる作業への配慮
- (3 -6) 機械装置の安全対策
- (3 -7) 施設の安全衛生
- (3 -8) 安全衛生のコミュニケーション
- (3 -9) 労働者の健康管理

4. 環境

- (4 -1) 環境許可と報告
- (4 -2) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減
- (4 -3) 大気への排出
- (4 -4) 水の管理
- (4 -5) 資源の有効活用と廃棄物管理
- (4 -6) 化学物質管理

(4 -7) 製品含有化学物質の管理

(4 -8) 生物多様性保全

5. 公正取引・倫理

(5 -1) 腐敗防止

(5 -2) 不適切な利益供与および受領の禁止

(5 -3) 適切な情報開示

(5 -4) 知的財産の尊重

(5 -5) 公正なビジネスの遂行

(5 -6) 通報者の保護

(5 -7) 責任ある鉱物調達

6. 品質・安全性

(6 -1) 製品の安全性の確保

(6 -2) 品質管理

(6 -3) 正確な製品・サービス情報の提供

7. 情報セキュリティ

(7 -1) サイバー攻撃に対する防御

(7 -2) 個人情報の保護

(7 -3) 機密情報の漏洩防止

8. 事業継続計画

(8 -1) 事業継続計画の策定と準備

9. 社会貢献

(9 -1) 社会・地球への貢献

第 2 部 管理体制の構築

A. マネジメントシステムの構築

B. サプライヤーの管理

C. 適切な輸出入管理

D. 苦情処理メカニズムの整備

第 1 部 行動規範

1. 法令遵守の尊重

企業は、国内および事業を行う国／地域で適用される法規制を遵守しなければなりません。

2. 人権・労働

企業は、関連法規制を遵守し、雇用・就労形態によらずすべての労働者の人権を尊重しなければなりません。

(2-1) 強制的な労働の禁止

企業は、強制、拘束、または非人道的に得られた労働力を用いることはできません。また、すべての就業を強制することなく、労働者の離職や雇用を自ら終了する権利を守らなければなりません。

(2-2) 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

企業は、最低就業年齢に満たない児童に労働をさせてはなりません。また、18 歳未満の若年労働者を夜勤や残業など、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させてはなりません。

(2-3) 労働時間への配慮

企業は、労働者の働く地域の法規制上定められている限度を超えて労働させてはならず、労働者の労働時間・休日を適切に管理しなければなりません。

(2-4) 適切な賃金と手当

企業は、労働者に支払われる報酬（最低賃金、残業代、および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む）に、適用されるすべての法規制を遵守しなければなりません。また、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金（生活賃金）の支払いに配慮することが望まれます。

(2-5) 非人道的な扱いの禁止

企業は、労働者の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱い、ならびにそのような可能性のある行為を労働者に行ってはなりません。

(2-6) 差別の禁止

企業は、差別およびハラスメントを行ってはなりません。また、労働者からの宗教上の慣習に関わる要望に対して、適切な範囲で配慮しなければなりません。

(2-7) 結社の自由、団体交渉権

企業は、現地の法規制を遵守した上で、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての労働者の団結権及び団体交渉権を尊重しなければなりません。また、労働者または彼らの代表者は、差別、報復、脅迫、またはハラスメントを恐れることなく、労働条件および経営慣行に関する意見および懸念について、経営陣と率直に意思疎通を図り、共有できるものとします。

3. 安全衛生

企業は、関連法規制を守り、労働者の業務に伴う怪我や心身の病気を最小限に抑え安全で衛生的な作業環境を整える取り組みを行わなければなりません。

(3-1) 労働安全

企業は、就業中に発生する事故や健康障害などの原因となる職務上の全に対するリスクを特定・評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保しなければなりません。特に妊娠中の女性および授乳期間中の母親へ合理的な配慮をしなければなりません。

(3-2) 緊急時への備え

企業は、人命・身体の安全を損なう災害・事故などの緊急事態に備え、発生の可能性も含めて特定し、労働者および資産の被害が最小限となる緊急対策時の行動手順の作成、必要な設備などを設置し、災害時にその行動がとれるように教育・訓練を行わなければなりません。

(3-3) 労働災害・労働疾病

企業は、労働災害および労働疾病の状況を特定・評価・記録・報告し、労働者による通報の促進、原因排除に向けた是正対策などの適切な対策および是正措置を講じなければなりません。

(3-4) 産業衛生

企業は、職場において、毒劇物、放射線、慢性病を引き起こす物質など有害な生物的・化学的・物理的な影響に労働者が曝露するリスクを特定・評価し、管理基準の制定・運用、

労働者への教育・訓練などの適切な管理を行わなければなりません。

(3-5) 身体的負荷のかかる作業への配慮

企業は、身体的に負荷のかかる作業を特定・評価のうえ、労働災害・労働疾病につながらないよう、作業環境の整備、定期的な小休止など適切に管理しなければなりません。

(3-6) 機械装置の安全対策

企業は、労働者が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、就業中に発生する事故や健康障害の防止のための適切な安全対策を実施しなければなりません。

(3-7) 施設の安全衛生

企業は、労働者の就業および生活のために提供される施設の安全衛生を適切に確保しなければなりません。

(3-8) 安全衛生のコミュニケーション

企業は、労働者が被る可能性のある職務上の様々な危険（機械、電気、化学、火災、および物理的危険など）について、適切な安全衛生情報の教育・訓練を提供しなければなりません。また、労働者から安全に関わる意見をフィードバックする仕組みがなければなりません。

(3-9) 労働者の健康管理

企業は、全ての従業員に対し、健康診断を実施するなどの適切な健康管理を行わなければなりません。

4. 環境

企業は、資源の枯渇や気候変動、環境汚染などの地球環境問題に積極的に取り組むとともに、関係する地域の人々の健康と安全の確保を考慮した地域の環境問題に配慮しなければなりません。

(4-1) 環境許可と報告

企業は、事業の所在地の法規制に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、登録・報告を行わなければなりません。

(4-2) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

企業は、エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の継続的削減活動に取り組まなければなりません。

エネルギー効率の改善に向けて、スコープ1およびスコープ2の温室効果ガスを削減し、施設もしくは事業所の単位で追跡し、文書化しなければなりません。またスコープ3の温室効果ガス排出についても、追跡し管理することが望まれます。

なお、スコープ1とは、事業者自らによる温室効果ガスの直接排出、スコープ2とは、他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出、スコープ3とは、自社排出量以外の原材料・商品の調達、配送、商品使用、廃棄過程から出る温室効果ガスの排出量のことを指します。

また、温室効果ガスとして京都議定書で定められた物質群は、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、HFC、PFC、SF6の6種類となります。

(4-3) 大気への排出

企業は、関連する法規制を遵守し、有害な物質の大気への排出を削減するための適切な対策を実施しなければなりません。

なお、大気に放出される有害な物質には、揮発性の有機化合物、エアロゾル、腐食性物質、微粒子、オゾン層破壊物質、燃焼の副生成物などがあります。

(4-4) 水の管理

企業は、法規制を遵守し、使用する水の水源、使用、排出をモニタリングし、節水しなければなりません。あらゆる廃水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて特性を示し、監視、制御、処理を実施しなければなりません。

また、水汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行わなければなりません。

(4-5) 資源の有効活用と廃棄物管理

企業は、法規制を遵守し、適切な管理を行うことにより、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）、サーキュラエコノミー（循環型経済）を推進し、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑えなければなりません。

(4-6) 化学物質管理

企業は、法規制を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定、表示、および管理を行い、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄が確実に実施されるよう管理しなければなりません。

(4 -7) 製品含有化学物質の管理

企業は、製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される、すべての法規制および顧客要求を遵守しなければなりません。また、最終的な製品では、製品の中に組み込まれる部品についても責任を持たなくてはなりません。

(4 -8) 生物多様性保全

企業は、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受できる「自然と共生する社会」を実現し、地球環境を保全しなければなりません。

5. 公正取引・倫理

企業は、法令遵守のみならず、高い水準の倫理感と社会的良識に基づき事業活動を行わなければなりません。

(5 -1) 腐敗防止

企業は、あらゆる種類の贈収賄、腐敗、恐喝および横領などを行ってはなりません。

(5 -2) 不適切な利益供与および受領の禁止

企業は、賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供または容認してはなりません。

(5 -3) 適切な情報開示

企業は、適用される法規制と業界の慣例に従って、労働、安全衛生、環境活動、事業活動、組織構造、財務状況、業績に関する情報を開示しなければなりません。記録の改ざんや虚偽の情報開示は容認されません。

(5 -4) 知的財産の尊重

企業は、知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は、知的財産が守られた形で行わなければなりません。また、顧客およびサプライヤーなどの第三者の知的財産も保護しなければなりません。

(5 -5) 公正なビジネスの遂行

企業は、公正な事業、競争、広告を行わなければなりません。

(5 -6) 通報者の保護

企業は、自社およびサプライチェーンの不正に関する通報に係る情報の機密性、並びに通

報者の匿名性を保護し、通報者に対する不利益な扱いを排除しなければなりません。

(5 -7) 責任ある鉱物調達

企業は、製造している製品に含まれるタンタル、錫、タングステン、および金などの鉱物が、紛争地域および高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争などを引き起こす、またはそれらに加担していないかのデュー・デリジェンスを実施しなければなりません。

6. 品質・安全性

企業は、提供する製品やサービスの安全性ならびに品質の確保を行い、正確な情報を提供しなければなりません。

(6 -1) 製品の安全性の確保

企業は、製品が各国の法令などで定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たさなければなりません。

(6 -2) 品質管理

企業は、製品・サービスの品質に関して適用される、すべての法規制を遵守するのみならず、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守する必要があります。

(6 -3) 正確な製品・サービス情報の提供

企業は、顧客や消費者に対して、製品・サービスに関する正確で誤解を与えない情報を提供しなければなりません。虚偽の情報や改ざんされた情報を提供してはなりません。

7. 情報セキュリティ

企業は、機密情報や個人情報の漏洩を防止し、情報セキュリティの強化を図らなければなりません。

(7 -1) サイバー攻撃に対する防御

企業は、サイバー攻撃などからの脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害が生じないように管理しなければなりません。

(7 -2) 個人情報の保護

企業は、サプライヤー、顧客、消費者、従業員など全ての個人情報について、各国の関連

する法規制を遵守し、適切に管理・保護しなければなりません。

また、特定された利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の収集、保存、変更、移転、共有その他の処理を行わなければなりません。

(7-3) 機密情報の漏洩防止

企業は、自社並びに第三者から受領した機密情報を管理するための適切な仕組みやマネジメントシステムを構築しなければなりません。

8. 事業継続計画

企業は、大規模自然災害などによって自社もしくは自社の取引先が被災した場合に、自社が供給責任を果たすために、いち早く生産活動を再開できるよう準備しなければなりません。

(8-1) 事業継続計画の策定と準備

企業は、自然災害、感染症、テロなどの事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画（BCP）を策定しなければなりません。

9. 社会貢献

企業は、国際社会の要望に応じた社会貢献活動（事業を通じた社会貢献活動含む）を通じて、社会と企業の持続的な発展に貢献しなければなりません。

(9-1) 社会・地域への貢献

企業は、パリ協定が定めるゼロ・エミッションへの貢献や国連が定める SDGs への貢献など、国際社会・地域社会の発展に貢献し、豊かな地域・社会の実現に寄与できる活動を自主的に行わなければなりません。

第 2 部 管理体制の構築

A. マネジメントシステムの構築

企業は、第 1 部行動規範の遵守を実現するために、マネジメントシステムを構築しなければなりません。マネジメントシステムとは、方針の遵守、実施体制、是正処置、ステークホルダー・エンゲージメントについて、PDCA（Plan-Do-Check-Action）を通じ、継続的な改善をはかる仕組みを構築することです。

B. サプライヤーの管理

企業は、自社のみならずサプライチェーンの CSR 対応について、自社と同様の責任を求められています。したがって、企業は、第 1 部行動規範の要求事項をサプライヤーに伝達し、サプライヤーと共に規範を遵守するプロセスを構築しなければなりません。サプライチェーンとは、個々の企業の役割分担にかかわらず、原材料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでのプロセスだけではなく、人材派遣会社、請負業者なども含めた全ての繋がりを指します。

C. 適切な輸出入管理

企業は、関連する各国の法令などで規制される技術や物品の輸出入に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出入手続きを行わなければなりません。

D. 苦情処理メカニズムの整備

企業は、自社およびサプライチェーンの不正行為を予防するため、労働者やサプライヤーなどを含むステークホルダーが利用可能な苦情処理メカニズムを構築しなければなりません。

以 上

附 則

このガイドラインは、2022 年 11 月 1 日より実施する。